

# 群馬県耐震改修促進計画 (2021-2025) 〔概要版〕



## 1. 計画改正の背景と改正のポイント

近年、全国各地で頻発している大規模な地震の被害等を受け、法改正等が行われている中、本計画の従前の計画である群馬県耐震改修促進計画（2016-2020）において、平成32年度末（当時）までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標に掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成に至らないことから、耐震化の更なる推進が必要となっています。

### 【改正のポイント】

- ① 耐震診断義務付け対象建築物の目標を新たに設定
- ② ターゲットを定めターゲットに合わせた効果的な普及啓発や支援の強化
- ③ プレイヤー（建築士・施工者）や地域の力を活かせる環境整備を強化
- ④ ブロック塀等の安全確保対策を促進

### 大震災等からの教訓

- ・死者の大部分は建築物等の倒壊が原因
- ・現在の耐震基準を満たさない昭和56年5月以前着工の建築物（旧耐震基準建築物）に被害が集中
- ・安全基準を満たさないブロック塀等の倒壊で死者発生

## 2. 計画概要

### 目的

地震による建築物の倒壊等から県民の命と財産を守る

### 計画の期間・位置付け・対象建築物

**期 間：**令和3年度～令和7年度までの5年間（第3期計画）

**位置付け：**建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）第5条第1項に基づき策定が義務付けられた、群馬県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画

**対象建築物：**すべての既存耐震不適格建築物<sup>\*</sup>の耐震化を促進することとし、その中でもとりわけ以下の表に掲げるものを中心に耐震化を促進します。

<sup>\*</sup>現行の建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物

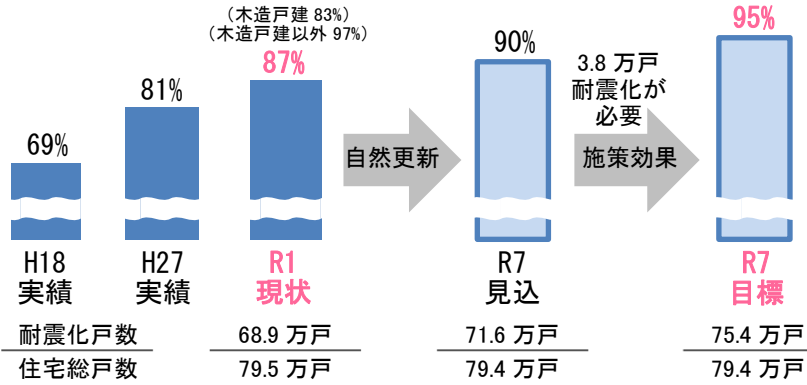
### 本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種 類	内 容
住 宅	県民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも耐震化を促進します。
特定既存耐震不適格建築物	次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物（店舗、旅館、学校、賃貸共同住宅、事務所、工場等） ②一定量以上の危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
耐震診断義務付け対象建築物	次に示す建築物について、公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。（対象は旧耐震基準建築物） ①要緊急安全確認大規模建築物 ・不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物（店舗、旅館、小学校等）のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物等を取り扱う建築物のうち大規模なもの ②要安全確認計画記載建築物 ・県又は市町村が指定する避難路の沿道建築物（県が群馬県緊急輸送道路の一部を指定済） ・県が指定する庁舎・避難所等の防災拠点建築物（防災拠点の市町村庁舎等を指定済）
公共建築物	災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの県民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。

# 3. 耐震化の現状と目標・取組み

## 住宅

### 耐震化率の現状と目標

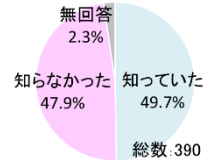


### 旧耐震基準の木造戸建住宅所有者アンケートの結果

(令和2年度群馬県実施)

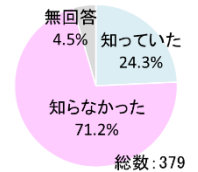
#### ①耐震性の認識

半数は自宅の耐震性が不足する可能性を知らない



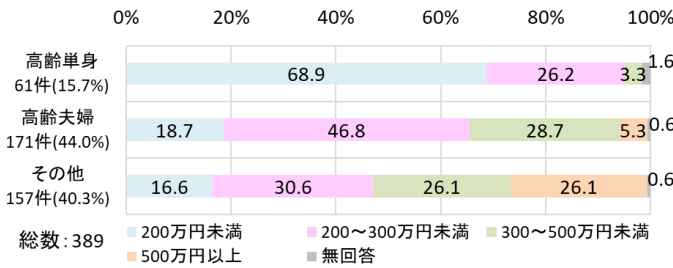
#### ②耐震診断者派遣事業の認知度

全市町村で無料診断を実施しているが約7割が知らない



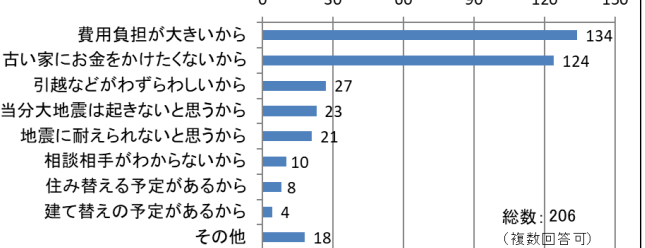
### ③所有者の世帯構成と世帯年収

高齢者世帯、世帯年収 300 万円未満が多い



### ④耐震改修をしない理由

費用面の理由が特に多い

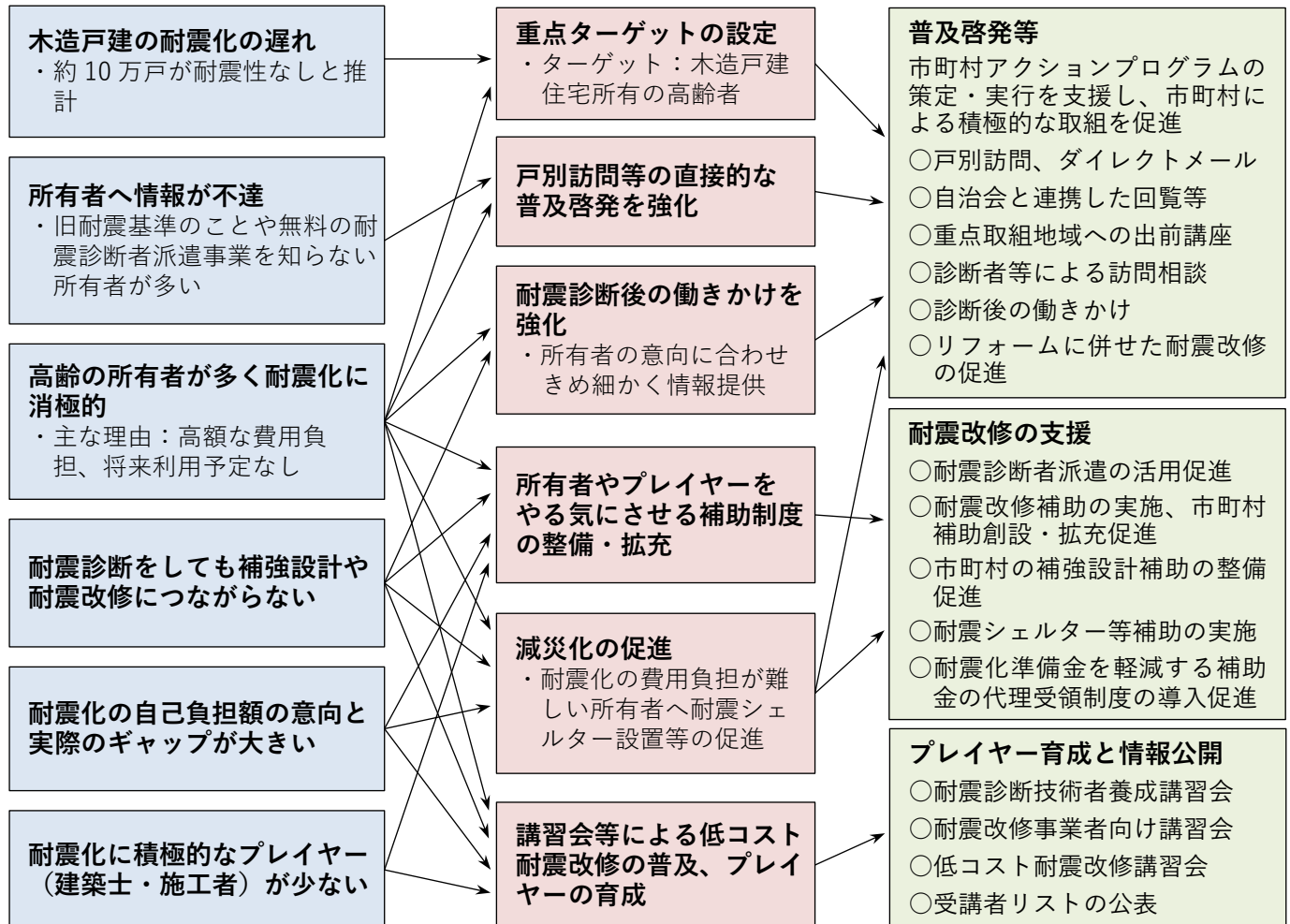


※なお、耐震診断をしない理由は「将来の利用予定がないから」が多い

### 耐震化の課題

### 施策の方向性

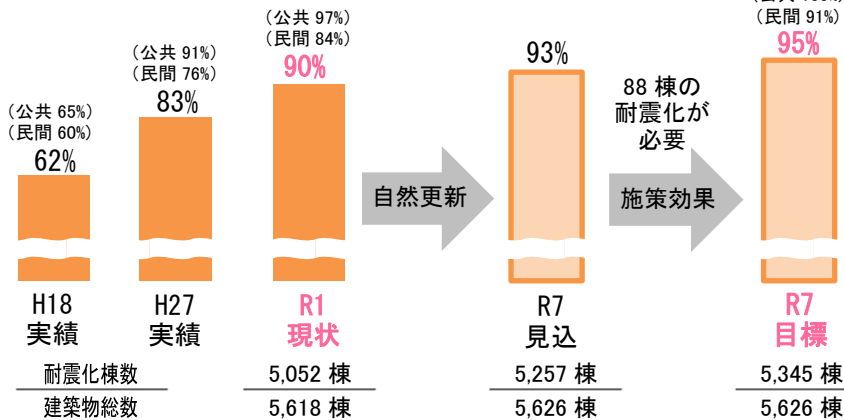
### 具体的な取組みの例



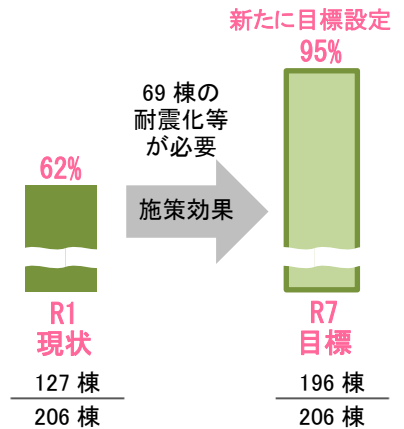
# 建築物(多数の者が利用する建築物・耐震診断義務付け対象建築物・公共建築物)

## 耐震化率の現状と目標

### ■多数の者が利用する建築物



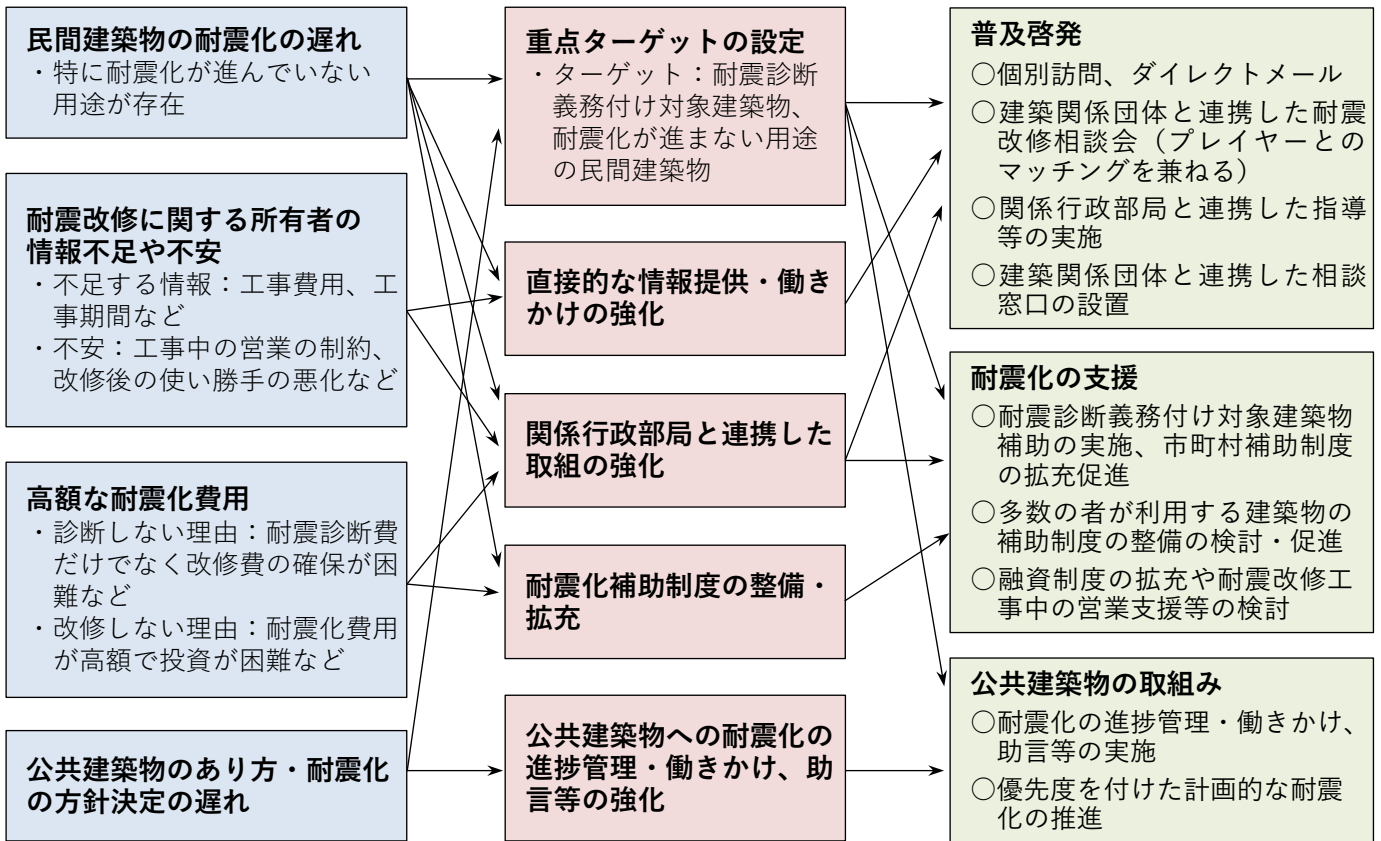
### ■耐震診断義務付け対象建築物



## 耐震化の課題

## 施策の方向性

## 具体的な取組みの例

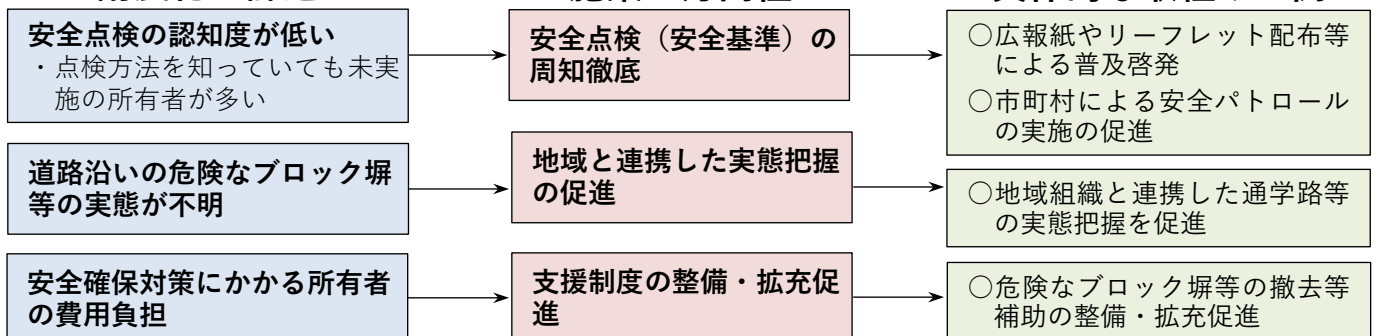


## ブロック塀等

## 耐震化の課題

## 施策の方向性

## 具体的な取組みの例



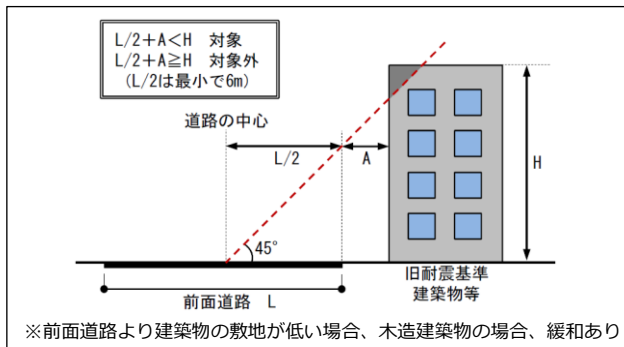
# 4. その他の耐震化促進施策

## 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

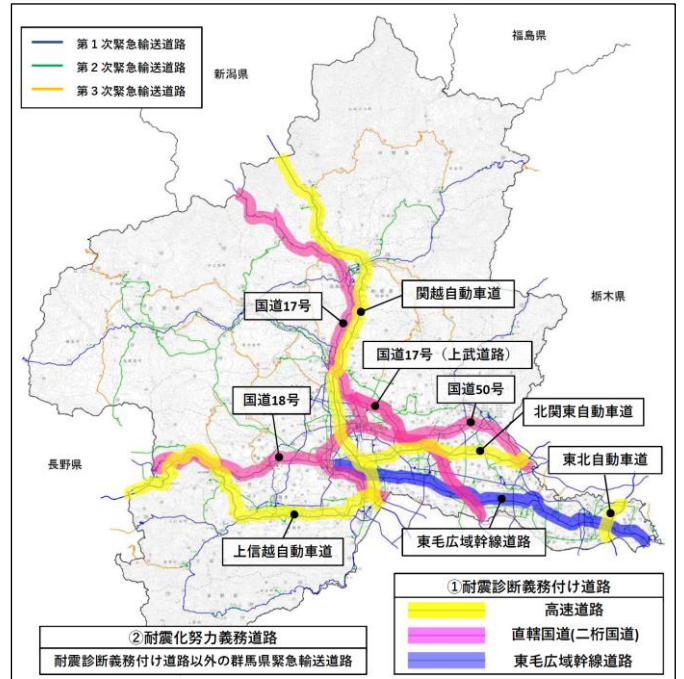
災害時の応急・救急活動等に重要な群馬県緊急輸送道路について、沿道建築物が地震で倒壊し道路をふさがないように避難路に指定し、沿道建築物の耐震化を促進します。

### 本計画による避難路の指定と取組み

- ① **耐震診断義務付け道路** (法第5条第3項第2号)  
 路線：第1次緊急輸送道路のうち特に重要な道路  
 規制：対象建築物の耐震診断結果報告の義務化  
 報告：令和4年度末まで（その後、結果公表）  
 取組：市町村と連携した補助事業・個別訪問
- ② **耐震化努力義務道路** (法第5条第3項第3号)  
 路線：①以外の群馬県緊急輸送道路  
 規制：対象建築物の耐震診断等の指示の対象化  
 取組：対象建築物の特定を進め所有者へ普及啓発



【規制対象の沿道建築物のイメージ】



【群馬県緊急輸送道路ネットワーク図及び避難路】

## 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

県内所管行政庁は連携して、耐震診断義務付け対象建築物、指示対象建築物及び指導・助言対象建築物に対して、耐震改修促進法に基づく適切な措置を実施し、県内の住宅及び建築物の耐震化を促進します。

## その他の地震時における安全確保対策

- ・天井等の非構造部材の脱落対策
- ・エレベーター、エスカレーターの防災対策改修
- ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止
- ・家具の転倒防止
- ・地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減

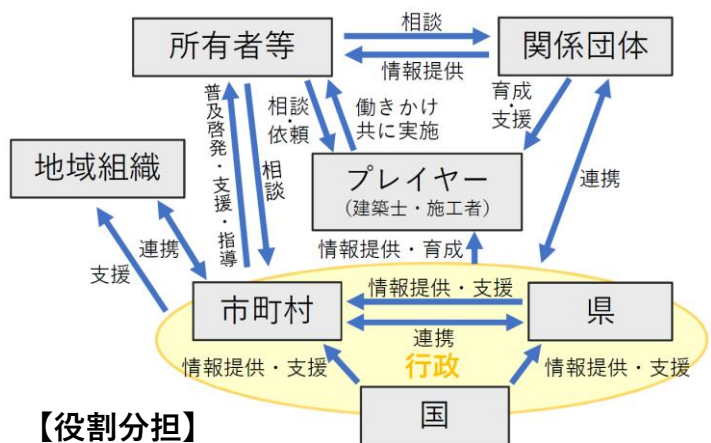
## 5. 耐震化を促進するための体制づくり

### (1) 基本的考え方

- ・所有者等が自助努力で耐震化
- ・行政は所有者等の耐震化を支援
- ・プレイヤー（建築士・施工者）が活躍できる環境を整備

### (2) 役割分担と連携強化

- ・各主体が役割分担、相互に連携
- ・県の関係部局との連携（群馬県建築物等耐震化推進協議会）
- ・県と市町村との連携強化（群馬県建築物等耐震化推進連絡会議）
- ・自治会等地域活動の支援



【役割分担】